

「LEC 全日本社労士公開模試 第1回」から
第45回社労士試験【択一式】雇用法 問7-Eの出題が**論点的中** しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

RU13962 p.60

全日本社労士公開模試 第1回
雇用保険法 問7 C肢

C 失業等給付の支給を受ける権利及び返還命令等の規定により納付すべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅するが、失業等給付の返還を受ける権利は、民法の規定により、10年を経過したときは、時効によって消滅することとされている。

解答 →×

(返還を受ける権利も「10年」ではなく「2年」)

本試験出題はこうでした！

第45回 社労士試験 問題
〔択一式〕 雇用保険法 問7 E肢

E 失業等給付を受け、又はその返還を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

解答 →○

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。